

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要について (諮問及び報告) (リスクアセスメント対象物関係)

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

化学物質規制の制度概要

改正の前提

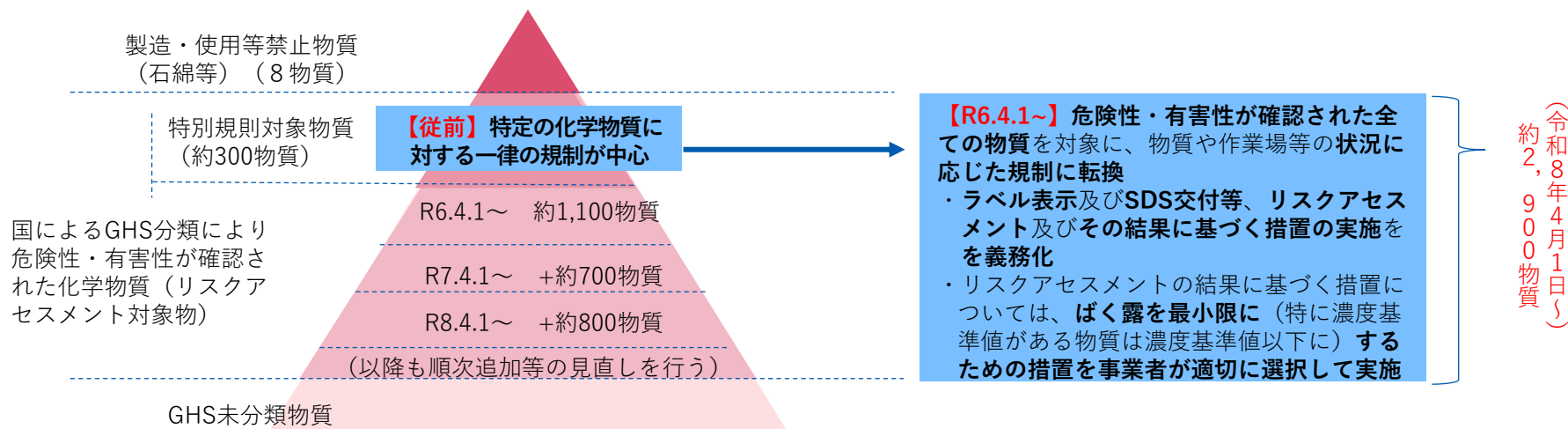
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、**事業者等による自律的な管理を基軸とする規制**へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われた。（令和4年、令和5年政省令改正・順次施行）
- 新たな化学物質規制として、**国が行う化学品の分類（JIS Z 7252（GHS※¹に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質**を、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条第1項及び第57条の2第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等の**ラベル表示及びSDS※²交付等の義務対象物質**（以下「**リスクアセスメント対象物**」という。）とし、令和6年4月以降、順次追加されている。
- **リスクアセスメント対象物を譲渡・提供する者**には、①**ラベル表示**、②**SDS交付等をする義務**が課されている。また、**譲渡・提供を受けたユーザー企業等**は、ラベル及びSDS等の情報を踏まえ、**危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）**を行い、その結果に基づいて必要な**ばく露低減措置を講ずる義務**が課されている。

※1 GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※2 SDS（Safety Data Sheet；安全データシート）

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等の危険有害性情報を記載したデータシート。



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の趣旨（諮問）

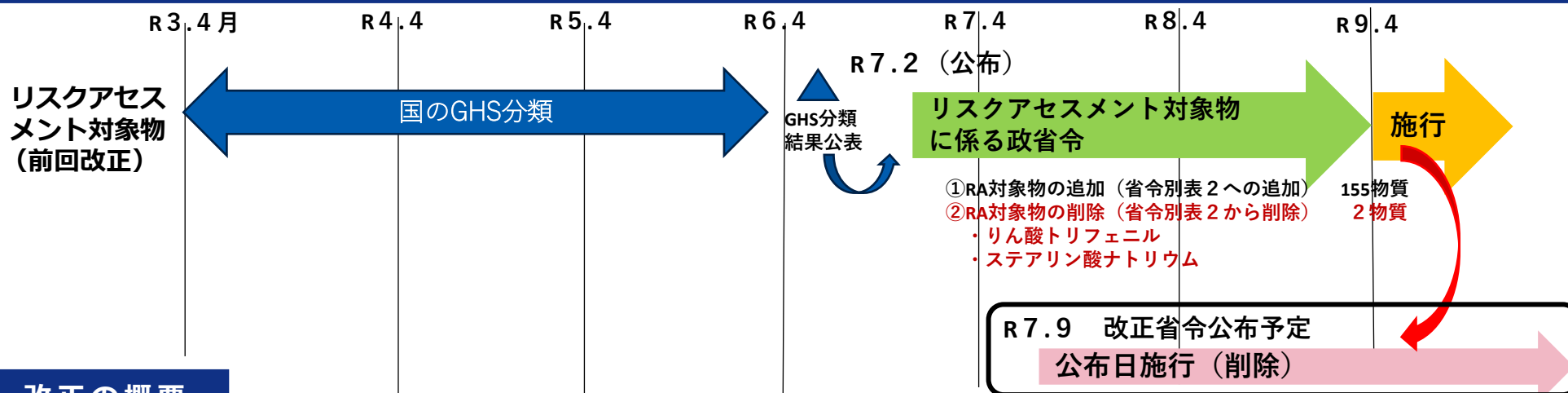
1. 改正の趣旨（省令改正）

- リスクアセスメント対象物は政令及び省令で規定しており、直近では、令和7年2月に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第35号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第12号）により、**令和6年3月31日までの新たな危険性及び有害性分類（※1）に基づきリスクアセスメント対象物の追加、削除等がなされ**、令和9年4月1日に施行されることとなっている。
- しかしながら、**リスクアセスメント対象物の削除については**、SDSの変更等に係る準備期間を設ける必要がなく、**従来から（※2）公布日施行**で実施。
- 従って、**令和7年改正省令において削除の対象となったリスクアセスメント対象物について、令和9年4月1日を待たずに速やかに削除を行う**もの。

※1 国が行う化学品の分類。毎年度実施しているもの。

※2 平成29年8月、非結晶性シリカについて、リスクアセスメント対象物質から政省令改正の公布日に削除。

令和5年8月、自律的な管理を基軸とする規制への移行に伴い、リスクアセスメント対象物を国によるGHS分類の結果、危険性又は有害性の区分がある全ての物質とする政省令改正において、既存のリスクアセスメント対象物質のうちGHSの有害性区分が付かない物質について、政省令改正の公布日に削除。



2. 改正の概要

- リスクアセスメント対象物の削除を公布日施行で行い、令和7年厚生労働省令第12号におけるリスクアセスメント対象物の削除の部分进行。

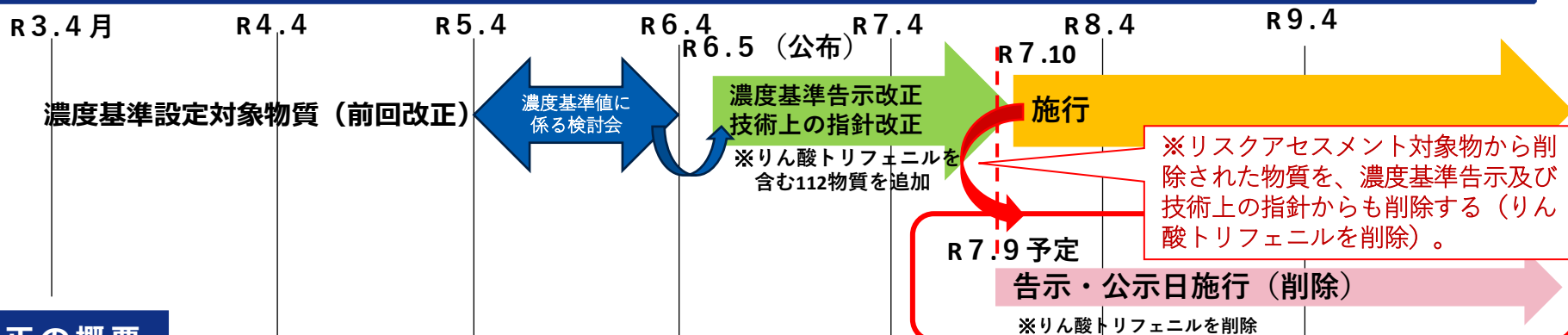
【公布日】令和7年9月下旬（予定）

【施行期日】公布の日

安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件（案）等の趣旨（報告）

1. 改正の趣旨（告示及び指針改正）

- リスクアセスメント対象物からの**削除対象の物質のうち「りん酸トリフェニル」は**、「安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第196号。以下「令和6年改正告示」という。）により**濃度基準値が定められ、令和7年10月1日より適用される**こととなっている。また、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」（令和6年5月8日技術上の指針公示第26号）により、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「**技術上の指針**」という。）の別表1及び別表2に**それぞれ当該物質の測定方法及び濃度基準値が追加され、令和7年10月1日より適用される**こととなっている。
- そのため、**本省令改正に併せて、令和6年改正告示及び技術上の指針を改正し、「りん酸トリフェニル」について濃度基準値設定対象物質から削除し、濃度基準値を適用しないこととする**とともに、**技術上の指針からも削除する**もの。



2. 改正の概要

- 令和6年改正告示を、改正省令の施行日に併せて改正し、りん酸トリフェニルを濃度基準設定対象物質から削除する。
【告示日】令和7年9月下旬（予定） 【適用期日】告示の日
- 技術上の指針を、改正省令の施行日に併せて改正し、別表1及び別表2中、りん酸トリフェニルに係る項を削除する。
【公示日】令和7年9月下旬（予定） 【適用期日】公示の日

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（化学物質関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

九 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。（参九と同様。）

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。（参十と同様。）

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。